

次期大阪府国民健康保険運営方針について

【位置付け】

平成 30 年度からの国民健康保険制度改革により、都道府県が市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなりました。そこで、大阪府と府内市町村が一体となって、国民健康保険に関する事務を共通認識の下で実施し、安定的な財政運営及び市町村が担う国民健康保険事業の広域化・効率化を推進するため、国民健康保険法第 82 条の 2 第 1 項に基づき、府内の統一的な方針として、「大阪府国民健康保険運営方針」を策定しています。

国民健康保険法（抜粋）

（都道府県国民健康保険運営方針）

第 82 条の 2 都道府県は、都道府県等が行う国民健康保険の安定的な財政運営並びに当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の広域的及び効率的な運営の推進を図るため、都道府県及び当該都道府県内の市町村の国民健康保険事業の運営に関する方針（以下「都道府県国民健康保険運営方針」という。）を定めるものとする。

2 都道府県国民健康保険運営方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 国民健康保険の医療に要する費用及び財政の見通し
- 二 当該都道府県内の市町村における保険料の標準的な算定方法に関する事項
- 三 当該都道府県内の市町村における保険料の徴収の適正な実施に関する事項
- 四 当該都道府県内の市町村における保険給付の適正な実施に関する事項

8 市町村は、都道府県国民健康保険運営方針を踏まえた国民健康保険の事務の実施に努めるものとする。

【この間の経過】

(1) 平成 29 年 12 月 1 日策定 対象期間 平成 30 年 4 月～令和 3 年 3 月

(2) 令和 2 年 12 月 23 日策定 対象期間 令和 3 年 4 月～令和 6 年 3 月

(3) 令和 5 年 12 月策定（予定） 対象期間 令和 6 年 4 月～令和 12 年 3 月

※ 3 年をめどに必要に応じて見直し

【運営方針（案）概要】

別紙参照

○基本方針

- ①被保険者間の受益と負担の公平性の確保
- ②被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現

○基本方針実現に向けての3つの施策と施策推進のための主な取組

①保険財政の安定的運営

- ・国保の医療に要する費用・財政見通し
- ・市町村における保険料の標準的な算定方法
- ・市町村における保険料の徴収の適正な実施
- ・市町村における保険給付の適正な実施

②予防・健康づくり、医療費の適正化

- ・医療費の適正化の取組
- ・福祉サービス等に関する施策との連携

③事業運営の広域化・効率化

- ・市町村が担う事務の標準的・広域的及び効率的な運営の推進
- ・施策の実現のために必要な市町村間相互の連絡調整

【今後の主要スケジュール】

R5. 10	パブリックコメントの募集
R5. 11	大阪府国民健康保険運営協議会に運営方針案を諮問
R5. 12	<ul style="list-style-type: none"> ・大阪府国民健康保険運営協議会から答申 ・運営方針を決定し、公表
R6. 4	次期運営方針施行

1 大阪府国民健康保険運営方針の策定目的(現行運営方針より)

府と市町村の適切な役割分担の下、持続可能な国民健康保険制度の構築をめざし、国民健康保険の安定的な財政運営並びに府内市町村の国民健康保険事業の広域化及び効率化を推進するための統一的な方針として策定するもの。

2 次期運営方針の対象期間

令和6年度から令和11年度までの6年間 (おおむね3年を目安として、必要に応じて見直すものとする。)

3 基本的な進め方

- ① 府と市町村が保険者としてめざす方向性について認識を共有しつつ、これまでの検討過程を基に、運営方針に記載すべき事項を府(事務局)においてたたき台を作成し、事業運営検討ワーキング、財政運営検討ワーキングで議論を行い、素案を固めていく。
- ② ブロック代表市町村は、各ワーキンググループでの議論の概要を共有するとともに、ブロック内の市町村意見を集約する。(市町村ごとの意見申し出を妨げるものではない。)
- ③ 各ワーキンググループの意見をとりまとめた上で、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議で協議を行い、協議結果に基づき、大阪府国民健康保険運営協議会へ報告し、素案として策定する。
- ④ 素案に基づき、市町村法定意見聴取、パブリックコメントの法定手続きを進める。
- ⑤ 法定手続きの後、府(事務局)において運営方針案を整理・検討を行い、大阪府・市町村国民健康保険広域化調整会議で協議を行い、協議結果に基づき、大阪府国民健康保険運営協議会において、諮問手続きを行う。
- ⑥ 大阪府国民健康保険運営協議会から答申が出れば、大阪府国民健康保険運営方針を決定し、公表する。

4 運営方針策定にあたっての留意点

・ 保険財政の安定的な運営を図りつつ、医療費の適正化に向けた取組や人生100年時代を見据えた予防・健康づくり事業の更なる推進等を図るため、府と市町村が一体となって、各々の立場から役割分担しつつ、財政運営、資格管理、保険給付、保険料率の決定、保険料の賦課・徴収、保健事業その他の保険者の事務について、共通認識の下で実施するとともに、市町村の事業の広域化や効率化を推進できるよう、統一的な方針として策定するものとする。

・ 運営方針策定後においても、引き続き継続的な改善に資するよう、取組状況を定期的に把握、分析し、評価を行うことにより検証し、その結果に基づいて必要な見直しを図るものとする。

次期大阪府国民健康保険運営方針策定スケジュール

	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	R6年 1月	2月	3月	4月
法定 手続き							市長会9/22 町村長会9/20	法定市町村 意見聴取 9/22~ 10月中旬	パブコメ 10月中旬 ~11月中旬	答申 12月	運営方針 決定 (公表) 12月			
運協	運協 3月				③ ²	運協 8月		⑤ ²	運協 11月					
調整 会議		調整会議 4~5月			③ ¹	調整会議 8月		⑤ ¹	調整会議 11月					
WG	①②	事業運営検討WG 財政運営検討WG												
(参考) 保険料 算定					追加公費の 考え方提示			R6年度 仮係数提示		R6年度確定 係数提示	納付金・標準 保険料率確定	(府)予算案		

次期運営方針施行

次期大阪府国民健康保険運営方針(素案) 概要

ポイント 本方針は、「全国に先駆けた保険料完全統一による国保運営」を実施するべく、府と43市町村の国保が「大阪府で一つの国保」として、基本的な考え方となる二本柱を運営の基本として、府と市町村の適切な役割分担に基づく三つの施策を推進し、めざす方向性について共有するための方針として策定する。

基本的事項

- 根拠規定 国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条の2
- 策定年月日 令和5年12月（予定）
- 対象期間 令和6年4月1日から令和12年3月31日の6年間
（策定後、3年をめどに必要な応じて見直し）

国保制度のあるべき姿

国保は、国民皆保険を支えるナショナル・ミニマムであり、権限・財源・責任を国において一元的に担うことが本来の姿
これまでの改革は、安定的かつ持続可能な医療保険制度の構築に向けた通過点

府における国保制度運営における基本的な考え方

基本的な考え方

- 「大阪府で一つの国保」として、
- 被保険者間の受益と負担の公平性の確保
 - 被保険者の負担軽減、持続可能な国保運営の実現
- の二本柱を運営の基本とする

三つの施策

- ① 保険財政の安定的運営
 - ② 予防・健康づくり、医療費の適正化
 - ③ 事業運営の広域化・効率化
- の三つの施策について、府と市町村の役割分担に基づき実施

めざす方向性

被保険者が安心して医療サービスを受けることができるとともに、人生100年時代を見据えた健康の保持に資するための、安定的かつ持続可能な制度を実現

三つの施策を推進するための主な取組内容

① 保険財政の安定的運営

- 1 国保の医療に要する費用・財政見直し
 - ・「決算補填等目的の法定外一般会計繰入」は生じないことを原則とし、累積赤字の早期解消を図る
- 2 市町村における保険料の標準的な算定方法
 - ・市町村標準保険料率は府内完全統一（府内のどこに住んでいても同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額）
 - ・市町村ごとの医療費水準は反映しない
 - ・財政調整事業の取組により、被保険者の負担軽減及び国民健康保険の安定的な財政運営の確保を図る（事業費納付金を通じた保険料抑制、財源配分等の見直しによる保険料抑制財源の確保、府財政安定化基金の財政調整機能の活用等）
- 3 市町村における保険料の徴収の適正な実施
 - ・収納率の向上を図るための目標収納率の設定
 - ・目標収納率達成に向けた取組の推進（収納方法の効果的取組の実施、他部署等との連携による被保険者への対応）
- 4 市町村における保険給付の適正な実施
 - ・レセプト点検の充実強化や第三者行為求償事務・過誤調整等の取組強化
 - ・全年齢の被保険者を対象とした高額療養費支給申請手続きの原則簡素化

② 予防・健康づくり、医療費の適正化

- 5 医療費の適正化の取組
 - ・保健事業（健康づくり、生活習慣病重症化予防等）の充実・強化を図り、保険者努力支援制度の評価点獲得をめざす
 - ・施策推進にあたっては、大阪府医療費適正化計画と整合を図りながら実施
- 6 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携
 - ・地域包括ケアシステムの構築や高齢者の保健事業と介護予防の取組における連携

③ 事業運営の広域化、効率化

- 7 市町村が担う事務の標準的・広域的及び効率的な運営の推進
 - ・被保険者証（資格確認証）の様式・更新時期・有効期間等の統一
 - ・広報事業の共同実施（府と市町村の連携による、広域的かつ計画的な広報活動）
- 8 施策の実現のために必要な市町村間相互の連絡調整
 - ・府と市町村、国保連合会の連携、協力のもと、PDCAサイクルに基づく進捗管理の実施
 - ・府と市町村が一体となってすすめるべき施策の実施、円滑な制度運営に向けた調整